裁判所職員の服務の宣誓に関する規程

昭和24年10月3日最高裁判所規程第２１号

改正　昭和25年2月21日最高裁判所規程第4号

昭和25年6月22日最高裁判所規程第１１号

昭和27年4月21日最高裁判所規程第6号

昭和32年6月15日最高裁判所規程第3号

昭和60年11月20日最高裁判所規程第3号

平成16年3月31日最高裁判所規程第4号

平成30年11月21日最高裁判所規程第3号

令和3年3月24日最高裁判所規程第1号

令和4年11月16日最高裁判所規程第5号

裁判所職員の服務の宣誓に関する規程

第一条　新たに裁判所職員（裁判官、裁判官の秘書官、非常勤職員（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）となった者は、この規程の定めるところにより、服務の宣誓（以下「宣誓」という。）をしてからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、この限りでない。

第二条　宣誓は、裁判所職員が所属する裁判所（簡易裁判所又は検察審査会に勤務する裁判所職員にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所）の長に対し、別紙様式の宣誓書を提出して行う。

附則

１　この規程は、昭和二十四年八月十八日から適用する。

２　この規程適用後三十日以内に新たに裁判所職員となつた者は、第一条の規定にかかわらずこの規程適用後三十日間は、宣誓を行う前においても、その職務を行う

ことができる。

附則（昭和二五年二月二一日最高裁判所規程第四号）

　この規程は、昭和二十五年二月二十一日から施行する。

附則（昭和二五年六月二二日最高裁判所規程第一一号）

　この規程は、昭和二十五年六月二十五日から施行する。

附則（昭和二七年四月二一日最高裁判所規程第六号）

　この規程は、昭和二十七年四月二十二日から施行し、同年一月一日から適用する。

附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規程第三号）

　この規程は、昭和三十二年六月十五日から施行する。

附則（昭和六〇年一一月二〇日最高裁判所規程第三号）

　この規程は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規程第四号）

　この規程は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年一一月二一日最高裁判所規程第三号）

　この規程は、平成三十一年二月一日から施行する。

附則（令和三年三月二四日最高裁判所規程第一号）

　この規程は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和四年一一月一六日最高裁判所規程第五号）

　この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（別紙様式）

宣　　誓　　書

私は，日本国憲法を遵守し，法令及び上司の職務上の命令に従い，国民全体の奉仕者として，公共の利益のために誠実かつ公正に職務を行うことを誓います。

年　　月　　日

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿